

平成30年度 あさぎり町議会第7回会議会議録（第19号）						
招集年月日	平成30年12月11日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成30年12月14日	午前10時00分	議長	山口和幸	
	散会	平成30年12月14日	午前10時45分	議長	山口和幸	
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 16名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	市岡貴純	○	9	永井英治	○
	2	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	3	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	4	橋本誠	○	12	奥田公人	○
	5	久保尚人	○	13	久保田久男	○
	6	小出高明	○	14	溝口峰男	○
	7	森岡勉	○	15	徳永正道	○
8	豊永喜一	○	16	山口和幸	○	
議事録署名議員	3番 加賀山瑞津子 4番 橋本誠					
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸 事務局書記 林敬一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲一典	○	教育長	米良隆夫	○
	副町長	小松英一	○	教育課長	木下尚宏	○
	総務課長	土肥克也	○	会計 管理者	田中伸明	○
	企画財政 課長	片山守	○	農林振興 課長	甲斐真也	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	宮原恵美子	○	建設課長	大藪哲夫	○
	生活福祉 課長	上村哲夫	○	上下水道 課長	深水光伸	○
	高齢福祉 課長	出田茂	○	農業委員会 事務局長	船津宏	○
健康推進 課長	松本良一	○				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第19号）

- 日程第 1 議案第36号 あさぎり町ヘルシーランドの指定管理者の指定について
日程第 2 議案第37号 あさぎり町農産加工センターの指定管理者の指定について
日程第 3 議案第38号 あさぎり町岡原農産物処理加工施設等の指定管理者の指定について
日程第 4 議案第39号 あさぎり町深田農産物処理加工施設の指定管理者の指定について
日程第 5 議案第40号 あさぎり町深田農産物直売施設の指定管理者の指定について
日程第 6 議案第41号 あさぎり町有機センターの指定管理者の指定について
日程第 7 議案第42号 あさぎり町ビハ公園キャンプ場の指定管理者の指定について
日程第 8 議案第43号 あさぎり町駐車場の指定管理者の指定について
日程第 9 議案第44号 錦町からあさぎり町球磨川上流域関連特定環境保全公共下水道への区域外流入について
日程第10 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第11 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
日程第12 発議第 3号 あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13 ヘルシーランド及びびふるさと振興社調査特別委員会調査報告について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第36号 あさぎり町ヘルシーランドの指定管理者の指定について
日程第 2 議案第37号 あさぎり町農産加工センターの指定管理者の指定について
日程第 3 議案第38号 あさぎり町岡原農産物処理加工施設等の指定管理者の指定について
日程第 4 議案第39号 あさぎり町深田農産物処理加工施設の指定管理者の指定について
日程第 5 議案第40号 あさぎり町深田農産物直売施設の指定管理者の指定について
日程第 6 議案第41号 あさぎり町有機センターの指定管理者の指定について
日程第 7 議案第42号 あさぎり町ビハ公園キャンプ場の指定管理者の指定について
日程第 8 議案第43号 あさぎり町駐車場の指定管理者の指定について
日程第 9 議案第44号 錦町からあさぎり町球磨川上流域関連特定環境保全公共下水道への区域外流入について
日程第10 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第11 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
日程第12 発議第 3号 あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13 ヘルシーランド及びびふるさと振興社調査特別委員会調査報告について
-

午前10時 開 議

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。着席ください。

◎議長（山口 和幸君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議

を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第36号

◎議長（山口 和幸君） 日程第1、議案第36号、あさぎり町ヘルシーランドの指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 本日もどうぞよろしくお願いいたします。議案第36号、あさぎり町ヘルシーランドの指定管理の指定について。あさぎり町ヘルシーランドの指定管理者を別紙のとおり指定することとする。平成30年12月1日提出、あさぎり町長、愛甲一典。提案理由を申し上げます。指定の期間が満了するため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理候補者を当該施設の管理者として指定を行う必要がある。よって、同条第6項の規定により議会の議決を求めるため提出する。詳細の内容につきましては、担当課長より説明申し上げますのでどうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい。それでは2枚目をお願いいたします。あさぎり町ヘルシーランドの指定管理者の指定について。施設の名称、あさぎり町ヘルシーランド。指定管理者、所在地、菊池郡大津町室686番地1、名称、株式会社グッドスタッフ。指定の期間、平成31年4月1日から平成34年3月31日までとするものでございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第37号

◎議長（山口 和幸君） 日程第2、議案第37号、あさぎり町農産加工センターの指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第37号、あさぎり町農産加工センターの指定管理者の指定について。あさぎり町農産加工センターの指定管理者を別紙のとおり指定することとする。平成30年12月11日提出、あさぎり町長、愛甲一典。提案理由を申し上げます。指定の期間が満了するため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理候補者を当該施設の管理者として指定を行う必要がある。よって、同条第6項の規定により議会の議決を求めるため提出する。詳細につきましては担当課長より説明いたします。どうか可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、おはようございます。それでは議案第37号につきまして説明いたします。施設の名称、あさぎり町農産加工センター。指定管理者、所在地、あさぎり町上北1972番地1、名称、有限会社あさぎり町ふるさと振興社。指定の期間、平成31年4月1日から平成34年3月31日までとなっております。本町の特産品開発やネット販売、物産振興に携わる有限会社あさぎり町ふるさと振興

社に3年間の継続更新をお願いするものです。内容は農産加工センターの管理、加工所、みそ、豆乳製造販売などを委託するものです。管理につきましては、平成27年度から29年度の3年間の決算額をもとに、これまでの販売施設に係る経費を除いたところで指定管理料を算定することとしております。以上で説明終わります。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第37号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第37号は原案の通り可決されました。

日程第3 議案第38号

◎議長（山口 和幸君） 日程第3、議案第38号、あさぎり町岡原農産物処理加工施設等指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第38号、あさぎり町岡原農産物処理加工施設等の指定管理者の指定について。あさぎり町岡原農産物処理加工施設等の指定管理者を別紙のとおり指定することとする。平成30年12月11日提出、あさぎり町長、愛甲一典。提案理由を申し上げます。指定の期間が満了するため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理候補者を当該施設の管理者として指定を行う必要がある。よって同条第6項の規定により議会の議決を求めため提出する。詳細につきましては、担当課長より説明いたします。どうか、可決いただきますようよろしくお願いします。

◎議長（山口 和幸君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、議案第38号について説明いたします。施設の名称、あさぎり町岡原農産加工処理加工施設等。指定管理者所在地、あさぎり町岡原南1654番地1、名称、あさぎり町やったる会。指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとなっております。岡原農産物加工処理施設等につきましては、管理棟と石蔵、加工施設ですが、設立当初、地元の認定農業者の活動拠点として建設されたものと伺っており、岡原地区のやったる会に、平成18年度から13年間の指定管理をお願いしておりますが、地域活性化の拠点として、また交流の場として維持管理をお願い、管理をいただいているところがございますので、継続更新をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第38号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第39号

◎議長（山口 和幸君） 日程第4、議案第39号、あさぎり町深田農産物処理加工施設の指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第39号、あさぎり町深田農産物処理加工施設の指定管理者の指定について。あさぎり町深田農産物処理加工施設の指定管理者を、別紙のとおり指定することとする。平成30年12月11日提出、あさぎり町長、愛甲一典。提案理由です。指定の期間が満了するため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理候補者を当該施設の管理者として指定を行う必要がある。よって同条第6項の規定により議会の議決を求めるため提出する。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、議案第39号につきまして説明いたします。施設の名称、あさぎり町深田農産物処理加工施設。指定管理者所在地、あさぎり町深田東778番地4、名称、あさぎり町ふれあい会。指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日までです。この施設は設立当初、地産地消を含めた地元の農業女性部会の活動支援と活動拠点を考慮され建設されたもので、現在管理いただいているあさぎり町ふれあい会の自助努力によりまして、年間指定管理料につきましては、年間の支出を行っておりません。平成18年度から指定管理をお願いしているところですが、活動拠点として利用されており、継続更新をお願いするものでございます。以上、以上で説明終わります。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第39号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第40号

◎議長（山口 和幸君） 日程第5、議案第40号、あさぎり町深田農産物直売施設の指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第40号、あさぎり町深田農産物直売施設の指定管理者の指定について。あさぎり町深田農産物直売施設の指定管理者を別紙のとおり指定することとする。平成30年12月11日提出、あさぎり町長、愛甲一典。提案理由です。指定の期間が満了するため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理候補者を当該施設の管理者として指定を行う必要がある。よって同条第6項の規定により議会の議決を求めるため提出する。詳細につきましては、担当課長より説明いたします。どうか可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、議案第40号につきまして説明いたします。施設の名称、あさぎり町深田農産物直売施設。指定管理者所在地、あさぎり町深田東778番地4、名称、あさぎり町ふれあい会。

指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとなっております。この施設はあさぎり町深田農産物処理加工施設と同様に、設立当初から地元の女性部、農業女性部の活動支援として活動拠点を考慮され建設されたものでありますので、今後も継続更新をお願いするものでございます。以上で説明終わります。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第41号

◎議長（山口 和幸君） 日程第6、議案第41号、あさぎり町有機センターの指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第41号、あさぎり町有機センターの指定管理者の指定について。あさぎり町有機センターの指定管理者を別紙のとおり指定することとする。平成30年12月11日提出、あさぎり町長、愛甲一典。提案理由です。指定の期間が満了するため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理候補者を当該施設の管理者として、指定を行う必要がある。よって同条第6項の規定により、議会の議決を求めるため提出する。詳細につきましては、担当課長より説明いたします。どうか可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、議案第41号につきまして説明をいたします。施設の名称、あさぎり町有機センター。指定管理者所在地、あさぎり町上北2番地170、名称 株式会社新和コンサルタント。指定の期間、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間となっております。これは施設の改修や備品の更新を平成31年度内に完了し、施設全体を無償譲渡あるいは無償貸与し、これまでの町の施設管理から離れ、あさぎり町有機センター運営を新和コンサルタントに全業務をお願いするように計画しているものでございます。この施設は、平成24年10月1日から株式会社新和コンサルタントが業務を行っておりますが、本施設の有効利用と生ごみの減量化に取り組んでおり、生ごみ堆肥などの製造による販路拡大など熱心に取り組まれているところであります。年間の指定管理料につきましては、町からの支出はなく、これからの堆肥製造の、これらの堆肥製造のほか、新和有機ファームを立ち上げ、薬草栽培などにも取り組み、町内の雇用もされております。企業の自助努力によりまして事業されており、継続更新をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） はい。11番です。31年度を31年度まで指定管理で、あとは民間運営のほうに行くようでございますけど、以前に示されておりましたいろいろパターンがございましたけど、国庫金の返納とかが伴う場合が無償で貸与ということで伺っておりますけど、ほかにその有償で譲渡とかい

ろいろいろありましたけどそのへんのところ協議は今後なされて最終的には無償の貸与ということでいかれるのかそういう協議はなされておりますか。

◎議長（山口 和幸君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、今回無償貸与、無償譲渡というような名称が出てきておりますけれども、施設に施設の内容によりましては無償貸与とそれが今度は無償譲渡というふうなところにもなります。で、あと10年ほどの償却期間が残っておりまして、それまでは国の補助金の返還関係も出てまいりますので、まずは計画としましては、来年度無償譲渡、無償貸与の契約の場合の折には、10年間というような、その償却の期間の間を無償譲渡無償貸与の機関として、その後につきましては、有償での方法も考えながらですね、進めていきたいというふうに思っております。

◎議長（山口 和幸君） 他に質疑ありませんか。質疑ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第41号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第42号

◎議長（山口 和幸君） 日程第7、議案第42号、あさぎり町ビハ公園キャンプ場の指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第42号、あさぎり町ビハ公園キャンプ場の指定管理者の指定について。あさぎり町ビハ公園キャンプ場の指定管理者を別紙のとおり指定することとする。平成30年12月11日提出、あさぎり町長、愛甲一典。提案理由です。指定の期間が満了するため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理候補者を当該施設の管理者として指定を行う必要がある。よって、同条第6項の規定により議会の議決を求めるため提出する。詳細につきましては、担当課長より説明いたします。どうか。可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） おはようございます。それでは、議案第42号につきまして説明いたします。2ページです。公募の結果、申請書が提出されまして、指定管理選定委員会により書類審査した結果、適当と判断されましたので、指定管理者を報告いたします。所在地、あさぎり町上西3352番地、有限会社橋本塗装。指定期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで5年間の指定となります。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第42号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第43号

◎議長（山口 和幸君） 日程第8、議案第43号、あさぎり町駐車場の指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第43号、あさぎり町駐車場の指定管理者の指定について。あさぎり町の駐車場の指定管理者を別紙のとおり指定することとする。平成30年12月11日提出、あさぎり町長、愛甲一典。提案理由です。指定の期間が満了するため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理候補者を当該施設の管理者として指定を行う必要がある。よって、同条第6項の規定により議会の議決を求めるため提出する。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） 議案第43号について説明いたします。指定管理者所在地、あさぎり町免田東1736番地1、名称、あさぎり町商工会。指定の期間が平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間となります。あさぎり町駐車場につきましては、商店街の中心に位置し、買い物客はもちろんのこと、公共施設の利用者で利用されております。これまで商工会の駐車場委員会において駐車場周辺の事業所等との連絡調整や駐車場の維持管理を行っていただいていることで、秩序、安全が確保されていることから、引き続き指定管理をお願いするものであります。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第44号

◎議長（山口 和幸君） 日程第9、議案第44号、錦町からあさぎり町球磨川上流流域関連特定環境保全公共下水道への区域外流入についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第44号、錦町からあさぎり町球磨川上流流域関連特定環境保全公共下水道への区域外流入について。地方自治法昭和22年、法律第67号、第244条の3、第2項の規定により、別紙、協議書のとおり錦町と協議するため、同条第3項の規定により議会の議決を求める。平成30年12月11日、あさぎり町長、愛甲一典。提案理由でございます。錦町から区域外流入について、地方自治法第244条の3第2項の規定により、錦町と協議する必要がある。よって同条第3項の規定により議会の議決を求めるため提出する。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） おはようございます。それでは、協議書の内容につきまして説明をさせていただきます。地方自治法第24条の3、第2項の規定によりまして、あさぎり町球磨川上流流域関連特定環境保全公共下水道を錦町住民の利用に供することに関しまして協議を行うものでございます。目的としましては、地方自治法の規定によりまして、あさぎり町と錦町が株式会社和商一から申請のありましたあさぎり町球磨川上流流域関連特定環境保全公共下水道への区域外流入について使用条件等を協議するものでございます。施設の名称は、あさぎり町球磨川上流流域関連特定環境保全公共下水道でございます。区域外流入の所在地につきましては、錦町大字木上南字界角1354番地の1、流入場所につきましては、あさぎり町免田第9処理分区となります。流入に伴い設置する公共枘及び取付管はあさぎり町に帰属するものとしております。下水道の使用条件につきましては、あさぎり町下水道条例によるものとしたします。次のページの補足でございますが、この協議に定めるもののほか、必要な事項につきましては、両町で協議の上定めるものとしております。以上、協議書につきまして説明を終わらせていただきます。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第10 諮問第1号

◎議長（山口 和幸君） 日程第10、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。お諮りします。本件は、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申したいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号はお手元に配付しました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

日程第11 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

◎議長（山口 和幸君） 日程第11、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

◎議長（山口 和幸君） 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に溝口峰男議員を指名します。お諮りします。ただいま議長が示しました溝口峰男議員を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めるこ

とに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 異議なしと認めます。したがってただいま指名をしました溝口峰男議員が、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。ただいま当選されました溝口峰男議員が議場におられます。会議規則第29条第2項の規定によって当選の告知をします。溝口峰男議員、当選の承諾及びあいさつをお願いいたします。答弁席にてお願いいたします。

◎議員(14番 溝口 峰男君) おはようございます。ただいま、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に御指名いただきまして、皆さん方の御承諾をいただきました。厚く御礼を申し上げます。広域医療の問題につきましては、いろんな課題がございます。あさぎり町の代表として出席をいたしまして、しっかりと意見を述べさせていただきまして、医療保険の削減に努めさせていただきたいという考えでありますので、よろしくお祈りを申し上げます。ありがとうございました。

日程第12 発議第3号

◎議長(山口 和幸君) 日程第12、発議第3号、あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提出者の、提出者の趣旨説明を求めます。久保田議員。

◎議員(13番 久保田 久男君) おはようございます。発議第3号、平成30年12月14日、あさぎり町議会議長、山口和幸様。提出者、あさぎり町議会議員、久保田久男。賛成者、あさぎり町議会議員、皆越てる子。あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及びあさぎり町議会会議規則第10条第2項の規定により提出します。提出理由。平成30年8月10日に出された人事院勧告及び同年10月12日に出された熊本県人事委員会勧告に鑑み、本条例の一部を改正する必要があるため。2ページをお願いいたします。あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。あさぎり町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、平成15年あさぎり町条例第36号の一部を次のように改正する。第5条第2項中、6月に支給する場合においては、100分の122.5。12月に支給する場合においては、100分の137.5を100分の30に改める。附則、この条例は平成31年4月1日から施行する。3ページについては、新旧対照表であります。目をお通しいただきたいと思っております。以上です。よろしくお祈りをいたします。

◎議長(山口 和幸君) 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(山口 和幸君) これから発議第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第13 ヘルシーランド及びふるさと振興社調査特別委員会調査報告

◎議長(山口 和幸君) 日程第13、ヘルシーランド及びふるさと振興社調査特別委員会調査報告を議題とします。委員長の報告を求めます。溝口委員長。

○議員（14番 溝口 峰男君） それではヘルシーランド及びふるさと振興社調査特別委員会の委員会報告をさせていただきます。本特別委員会に付託され付議されましたヘルシーランド改修及びふるさと振興社の調査につきまして調査の結果を会議規則第73条の規定により、別紙のとおり提出いたします。特別委員会調査報告。調査事件、ヘルシーランド及びふるさと振興社調査について。1、ヘルシーランドに関する事件。ヘルシーランドの施設改修については、他町村施設の視察を行うなど、調査を重ねてきました。町民の意見も聴取しながら、改修の内容に反映し、本年7月22日にオープンをしましたが、これまでに利用者の方々から多くの意見が寄せられております。執行部におかれては速やかに改善をし、これまで以上に多くの利用者に満足いただける施設となるように努力していただきたい。ヘルシーランドの指定管理を行うに当たり、委託料について協議を重ねてきました。5月30日、第12回会議で利用料金算定資料②をもとに指定管理委託料が31年度から33年度までの3年間、1億53万6,000円との説明を受けました。委員から指定管理委託料は適正な価格か、財政との協議はできているのかとの質問に対し、再度詳細は検討していきたいとの答弁であります。6月14日の第13回会議に、前回の会議内容を踏まえ、利用料金算定資料②をもとに指定管理委託料が31年度から33年度までの3年間、7,563万2,000円との説明を受けました。この金額は、28年度実績の委託料、2,706万5,000円をもとに、価格の改定に伴う増収及び温華乃湯温泉を閉じることによる1.2倍の利用者増を根拠に年間2,500万4,000円の3年間分を指定管理委託料として積算したものであります。委員会、委員からは特段の意見はありませんでした。10月18日、第15回会議において、ヘルシーランド指定管理者募集要項について説明を受けました。指定管理委託料、基準価格は3年間で1億1,186万円を上限とするとの説明であったが、基準価格は、第13回会議で示された金額から3,622万8,000円も高い金額が設定されていました。12月3日、第16回会議では、指定管理者選定会議で株式会社グッドスタッフを候補者とする指定管理委託料は3年間で、1億1,090万もとい1億1,009万円であることが報告された。委員会では、指定管理委託料の根拠や候補者となる会社の概要及び会社から提案された事業計画、事業収支計画等の資料請求を求め散会しました。12月10日、第17回会議において、請求した資料について説明を受けました。指定管理委託料、基準価格の積算には食堂、売店事業収入の計上がなく支出経費のみの計上であります。このことで指定管理委託料の増につながっていることが判明しました。多額の指定管理委託料31年度3,800万、32年度3,700万、33年度3,590万円を3年間にわたり支出することになることから、指定管理委託料の積算には住民の税金を投入することの意識の大切さが求められております。指定管理を行う目的は、民間のノウハウを生かし、サービスの充実を図り、町からの委託料の削減につなげていくことにあります。12月11日の本会議において、指定管理委託料の債務負担行為1億1,009万円の議案が提案され可決されました。12月14日の本会議に選定された株式会社グッドスタッフを指定管理者とする議案が提案され可決されました。今後協定書を交わすこととなりますが、委託料の削減に向け十分な協議をなされること。平成31年度から指定管理者として株式会社グッドスタッフが施設管理を施設運営をすることになるが、温泉、食堂、売店、生産者協議会が一体とならなければ、それぞれの売り上げ増にはつながりません。また、利用者の満足にもつながらないので、管理者には特段の配慮を願いたい。利用入浴料金の改定も近隣町村との均等を図り改定しましたが、値上げをただけのサービスの提供が望まれます。管理者には社運をかけて経営に当たられるように期待いたします。施設利用料金や利用時間等については、住民の利用が格段に上がるように管理者には配慮いただきたい。2、有限会社ふるさと振興社に関する事件。有限会社ふるさと振興社は当分の間存続し、加工場の管理運営を行うこととした。これまで有限会社ふるさと振興社が行ってきた堆肥センターやビハ公園キャンプ場は、既に指定管理者として民間業者に委託しており、31年度から物産館の売店がヘルシーランドに移転し株式会社グッドスタッフが運営することになった。このことで、有限会社ふるさと振興社が行う

事業が、①加工場の管理、②販路拡大事業者が委託してる販路拡大事業、③ごみ袋・営業販売、④ネット販売、ふるさと納税返礼業務を含みますのみとなりました。今後の課題は、①加工場の機械設備の充実、②加工製品の受託に重点を置き営業の強化、③自社加工商品の開発、④販路拡大事業者への支援強化、⑤人員の適正管理、⑥ごみ袋・営業販売・ネット販売・加工場の年間売り上げ目標を設定し、昨年度比増を達成、⑦販路拡大事業収支及び計画等の販路拡大事業者への開示を行うなど、ふるさと振興社の有限会社ふるさと振興社の公益性を保ちつつも、自立に向けた経営努力が望まれます。今後役職員が一丸となって課題を克服し、町民から期待される有限会社ふるさと振興社に成長させていただきたいと考えます。以上、調査の経過、結果、意見を付して特別委員会の報告といたします。平成30年12月14日、ヘルシーランド及び有限会社ふるさと振興社調査特別委員会委員長溝口峰男。

◎議長（山口 和幸君） 報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。

◎議長（山口 和幸君） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがってヘルシーランド及びふるさと振興社調査特別委員会調査報告は、委員長の報告のとおりすることに決定しました。

◎議長（山口 和幸君） お諮りします。本定例日で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長（山口 和幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成30年度あさぎり町議会第7回会議を閉会します。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立。礼。お疲れ様でした。

午前10時45分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 徳 永 正 道

署名議員 加賀山 瑞津子

署名議員 橋 本 誠